

令和4年12月23日

市川市長 田中 甲 様

市川市特別職報酬等審議会

会長 田口 安克



市川市特別職の報酬等について（建議）

本審議会は、市川市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額及び退職手当の支給率について調査審議した結果、「現行の額及び支給率に据え置くことが妥当である」との結論に達したので、建議する。

なお、審議過程及び審議内容について、別紙のとおり報告する。

別 紙

1 審議過程

本審議会は、昭和53年10月に常設の審議会となって以来、過去19回の建議、1回の報告書の提出及び1回の市長からの諮問に対する答申を行ってきた。

その間、市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料及び退職手当のあり方について、その職務の特殊性に応じて定めるべきものとするを基本とし、広く民意を反映させるための研究と検討を重ねてきた。

今回の審議会は、令和3年1月に市長から本審議会委員として委嘱されて以来、6回に及ぶ慎重な審議を行った。各回の審議の概要は、次のとおりである。

第1回（令和3年7月8日開催）

- ・市川市特別職報酬等審議会の概要について

第2回（令和3年10月14日開催）

- ・特別職について
- ・議会と長その他の執行機関等との関係について
- ・議員の活動状況について

第3回（令和4年3月24日開催）

- ・市川市の財政状況について
- ・令和3年類似団体、近隣市及び中核市の特別職報酬等の状況について
- ・令和2年以降の類似団体、近隣市及び中核市の特別職報酬等審議会の審議内容について

第4回（令和4年7月14日開催）

- ・令和4年類似団体、近隣市及び中核市の特別職報酬等の状況について
- ・市川市一般職の職員の給与改定について

第5回（令和4年10月6日開催）

- ・令和4年人事院勧告について
- ・建議に向けた意見集約について

第6回（令和4年11月18日開催）

- ・建議について

2 審議内容

(1) 本審議会における検討の視点について

本審議会は、市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料及び退職手当（以下「特別職報酬等」という。）に関する建議を行うに当たっては、これまで、県内近隣市や全国類似団体における特別職報酬等の状況、本市の財政状況、本市一般職の職員の給与決定の状況、社会経済情勢等を検討事項とし、また、市民の目線をもって調査審議してきた。

(2) 特別職報酬等の状況について

市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び常勤の監査委員の給料の額は、平成18年12月27日に本審議会が行った引下げの建議を受け、平成19年4月1日に改定されてから据え置かれ、教育長の給料の額は、平成27年1月26日に本審議会が行った引上げの建議を受け、平成27年4月1日に改定されている。

また、市長、副市長及び常勤の監査委員の退職手当の支給率は、平成25年8月2日に本審議会が行った引下げの建議を受け、同年9月18日に改定され、教育長の退職手当の支給率は、平成27年1月26日に本審議会が行った引上げの建議を受け、平成27年4月1日に改定されている。

そして、令和4年4月1日現在における特別職報酬等の他団体との比較は次の表のとおりであり、議員報酬及び給料月額については、近隣市の平均月額と比較した場合には、常勤の監査委員が5万円を超えて下回っているほかは、上回る状況にあり、類似団体の平均月額との比較では、常勤の監査委員が上回っているほかは、全体的に下回る状況にある。また、退職手当については、近隣市と比較した場合には、教育長及び常勤の監査委員が下回っているほかは、上回る状況にあり、類似団体との比較では、全体的に下回る状況にある。

なお、本市が中核市への移行を検討している状況に鑑み、中核市との比

較も行ってきたところであるが、現状において、その動向は不透明であるため、建議に当たっては中核市の平均額は考慮していない。

また、令和4年4月に就任した新市長は、「市政に対する信頼を回復するとともに、公正な市政運営に資するため、自らの政治姿勢として、市長の給料を減額するとともに、退職手当を支給しないこととする必要がある」として、同年6月の市議会定例会において、現任期中、給料月額の30パーセントを減額するとともに、現任期に係る退職手当を支給しないこととする条例案を上程し、同月28日に市議会において議決されるに至った。

本審議会の任務は、広く民意を反映させつつ、特別職の職務の特殊性に応じた適正な特別職報酬等について調査審議するものであり、今般の市長の政治判断による給料の減額や退職手当の不支給については、本審議会の調査審議に影響を及ぼすものではないことを申し添える。

○ 市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額（令和4年4月1日現在）

職名	近隣市※	類似団体※	本市
市長	976,594 円	1,088,806 円	1,016,000 円
副市長	816,375 円	902,028 円	837,000 円
教育長	729,956 円	766,000 円	744,000 円
常勤の監査委員	694,200 円	614,929 円	621,000 円
議長	590,931 円	738,194 円	724,000 円
副議長	539,944 円	675,611 円	652,000 円
議員	506,266 円	626,583 円	604,000 円

※近隣市及び類似団体においては、平均額を記載している。

○ 市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の退職手当の支給額
(令和4年4月1日現在)

職名	近隣市※	類似団体※	本市
市長	18,662,667円	24,728,540円	21,945,600円
副市長	10,235,776円	13,846,930円	11,651,040円
教育長	5,425,904円	5,787,159円	5,088,960円
常勤の監査委員	5,204,360円	5,237,311円	4,471,200円

※近隣市及び類似団体においては、平均額を記載している。

(3) 本市の財政状況について

令和2年から続く新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響が長期化する中で、我が国経済は、ウィズコロナの考え方の下で社会経済活動を極力継続できるよう取り組んだことにより、実質GDPが概ね感染症前の水準に回復するなど、感染症拡大が経済に与える影響が小さくなってきている。

また、令和3年の完全失業率は年平均2.8%と横ばいで推移し、有効求人倍率は年平均で前年差0.05ポイント低下の1.13倍と底堅さがみられ、雇用情勢が徐々に持ち直していく中で、新規求人も緩やかな回復傾向にある。

一方で、国際情勢の不安定化等を契機とした原材料価格上昇や供給面での制約、金融資本市場の変動等が経済の下振れリスクとなっており、当面の先行きは見通しが難しい状況にあるとされている。

本市の財政状況に目を向けると、歳入の根幹である市税に関して、令和3年度決算においては、感染症の影響により9年ぶりに減少となったことに加え、世界的な原材料価格上昇や物価高騰などが本市の財政に今後どのような影響を及ぼしていくか不透明であり、市税をはじめとした一般財源の大幅な増加を期待することはできないと予測される。

他方、歳出においては、少子高齢化などにより伸び続ける社会保障関係

経費への対応やクリーンセンター及び斎場の建替えに伴う普通建設事業費の増加が見込まれるほか、老朽化した公共施設等への対応をするため、毎年度一定量の財源を投入していかなければならない状況にある。

したがって、現時点では安定した財政運営ができているからといって、決して楽観視せず、引き続き、将来を見据えた持続可能な財政運営に努める必要がある。

(4) 本市一般職の職員の給与改定の状況について

本市の一般職の職員の給与は、地方公務員法第14条第1項の「情勢適応の原則」及び同法第24条第2項の「均衡の原則」に基づき、人事院が国家公務員を対象に実施している人事院勧告の内容を踏まえて改定を行ってきた。

他方、特別職報酬等については、市議会議員並びに市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の身分や職務の特殊性から、上記「情勢適応の原則」及び「均衡の原則」は適用されないが、従来から、特別職報酬等の改定に当たっては、人事院勧告を踏まえた一般職の職員の給与改定を考慮してきている。

人事院は、令和4年8月8日付けで給与勧告を行ったが、その内容は、民間給与との較差に基づき、同年4月1日に遡及して適用する月例給の改定であり、俸給表について、若年層に重点を置きながら俸給表の水準を平均0.3%引き上げるとともに、期末勤勉手当について、民間の支給率に見合うよう0.1月分引き上げて年間4.4月分とし、支給月数の引上げは、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分するというものである。

政府は、この勧告を実施するための法案を提出し、その法案は可決・成立しており、本市においても、令和4年12月市議会定例会において、人事院勧告等を踏まえた条例改正案を提出し、可決されたところである。

なお、現在の市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び常勤の

監査委員の給料の額は、一般職の職員の給料の減額に合わせて引き下げられたものであるところ、一般職の職員の給料は、今回の人事院勧告どおり増額されたとしても、その減額前の水準までは回復しない。

(5) 結 論

本審議会は、以上の諸点を中心に、特別職報酬等の妥当なあり方について率直な意見交換を行うとともに、慎重な審議を重ねてきた。

審議の中で、一般職の職員の給与とは対照的に特別職報酬等が一定期間据置きとなっていることや、近年物価が上昇傾向にあることを踏まえ、引上げを検討する余地があるとする意見もあった。

一方で、責任の重さや職務内容について大きな変化があったわけではないこと、現在のところ市の財政面は堅調に推移していること、本市一般職職員の給与の状況及び他団体との比較において概ね均衡が保たれていることなどから、現時点で増減すべき理由はなく、また、我が国における労働者の賃金が横ばいで推移しているほか、感染症の影響、毎年度一定量の財源を投入していかなければならない状況等に鑑み、引き続き、将来を見据えた持続可能な財政運営に努める必要があることからすれば、現時点で増額することに、市民の理解は得られ難いと考えられることなども考慮し、現状維持とすべきという意見が多数を占めた。

こうした審議を踏まえ、本審議会では、特別職報酬等について「現行の額及び支給率に据え置くことが妥当である」との結論に至ったものである。

なお、審議の過程で、以下の意見等があったことを申し添える。

- ・ 一定期間据え置きとなっていることや、職種によっては近隣市の平均を下回るものもあるため、引き上げを検討してもよいのではないか。
- ・ 仮に中核市への移行が実現するのであれば、市の権限が増え、特別職の責任や職務の範囲も増すことが考えられ、増額の方で改定を行うこともあり得ると考える。
- ・ 財政面を考慮すると、市川市の財政状況は歳入が歳出を上回り安定し

ているが、歳出超過など財政状況が厳しくなった際には、減額改定を検討せざるを得ないと考える。

- ・ この数十年間、日本経済においては全く賃金が上がっていないことは大きな問題であり、民間に合わせて今後上昇させていくことは必要であると考えます。
- ・ 民間企業の役員報酬に上昇傾向が見られることから、特別職の報酬を一つのインセンティブとしてみれば、いずれ引上げを検討することが必要と考えます。
- ・ 任期中の功績を評価し、報酬等に反映できる仕組みを設けるべきではないか。

市川市特別職報酬等審議会

会 長	田口 安克
副会長	瀧上 信光
委 員	遠藤 友規
委 員	大野 京子
委 員	川村 延彦
委 員	後藤 晃司
委 員	小林 俊之
委 員	塩田 喜美子
委 員	芝田 弘一
委 員	島田 峰子
委 員	戸村 節子
委 員	知久 有美
委 員	中田 和典
委 員	藤森 秀幸
委 員	村松 祐